

●地方独立行政法人について

★地方独立行政法人とは？

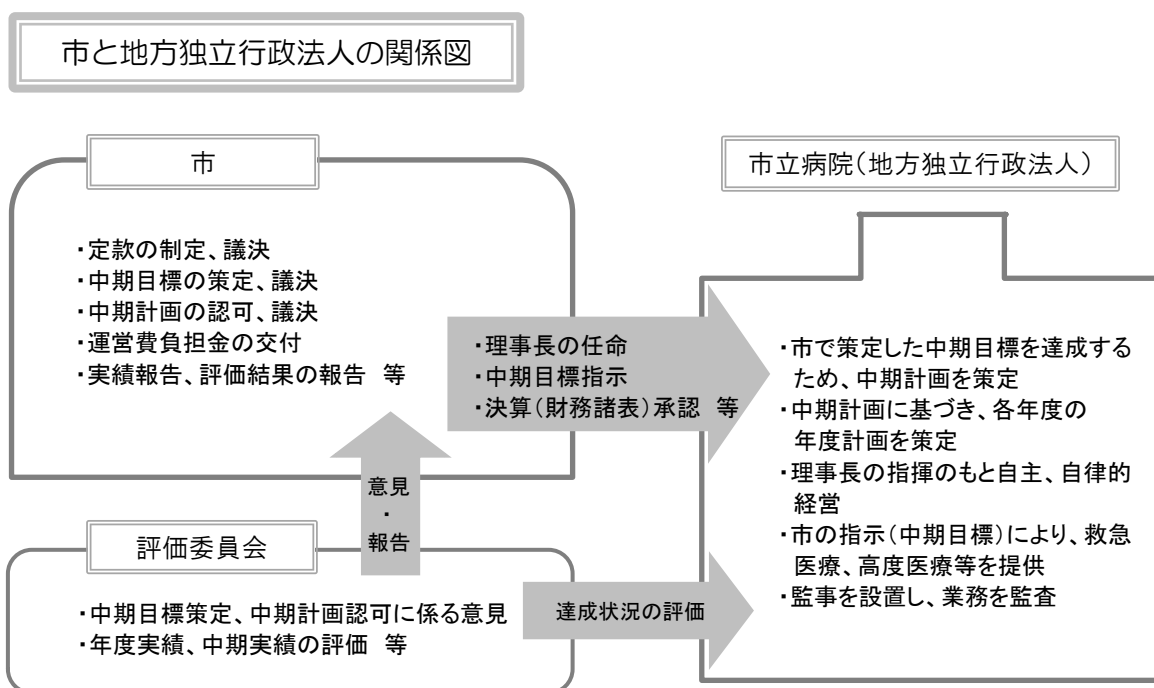
- ・市が100%出資して設立する、市から独立した法人であり、地域において必要な事業で民間では必ずしも実施されないおそれがあるものを、効率的・効果的に行うことを目的とする法人です。
- ・法人は、市が適切に関与しながら、自主・自律的で、医療環境の変化に柔軟に対応した経営が行えます。

★地方独立行政法人化のメリット

- 1 医療の質、サービスが向上します。
 - ・現場レベルでの迅速な意思決定が可能となるため、患者の皆様のニーズへの機敏で柔軟な対応が可能となります。
 - ・医療スタッフの確保において、地方公務員法等の制限を受けず、現場に必要な人員について確保可能となります。
- 2 より効率的で透明性の高い病院経営が実現します。
 - ・経営の自由度が増すため、多様な契約手法を導入するなど、効率的な経営が可能となります。
 - ・市が定める中期目標に従って計画を策定し、実績については、第三者機関である評価委員会のチェックを受け、議会に報告します。

★地方独立行政法人化のデメリット

- 1 地方独立行政法人への移行に伴い経費が一時的に発生します。
 - ・法人で使用する電算システムの開発や、財産の再評価に係る不動産鑑定評価等の経費が発生します。
- 2 新たに設置される事務部門や理事会等の経費が発生します。
 - ・今まで病院に設置されていなかった人事、労務部門や理事会の運営等に係る経費が発生します。



●現在の経営形態と地方独立行政法人の比較

区分		現在の経営形態 (地方公営企業法一部適用)	地方独立行政法人
基本的事項	組織	・市の組織の一部	・市が設立する法人(市とは別法人)
	経営責任	・市長	・市長が任命する「理事長」
	経営目標・ 評価	・法令による義務付け無 (予算、決算は議会による議決、認定)	・法令による義務付け有 ・市長が「中期目標」を作成、議会の議決の後、公表 ・「中期目標」を達成するため、法人が「中期計画」を作成、議会の議決、市長の認可後、公表 ・「中期計画」に基づき、法人が毎年度「年度計画」を作成、市長へ届出後、公表 ・業務実績は、評価委員会の評価を受け、議会に報告
医療	患者負担	・診療費は、国が定める診療報酬制度による ・診療報酬制度によらない料金(個室料、診断書作成料等)は条例で規定	・診療費は、国が定める診療報酬制度による ・左記の料金は、中期計画に定め、議会の議決後、市長が認可
	救急・高度・ 不採算医療	・市の政策として実施	・市の指示(中期目標等)により実施
人事・ 給与	職員の身分・ 服務	・地方公務員 ・地方公務員法等の服務規定が適用	・非公務員(労働三権付与) ・服務は就業規則等で設定
	定員管理・ 採用	・職員定数は条例で規定 ・採用は行政管理課等と調整のうえ実施	・職員数については、中期計画の範囲内で法人が設定 ・採用は、法人が独自に随時採用可能
	職員給与	・人事委員会勧告に基づき、条例で規定	・独自の給与制度を設定 ・支給基準は市長への届出、公表が必要
財政・ 経営	予算執行・ 契約	・地方自治法、市の規則等の制度による (予算単年度主義等)	・地方自治法の適用無 ・法人の規程による
	一般会計 負担	・総務省繰出基準により一般会計から繰入 (地方公営企業法第17条の2による)	・特定の経費について、市から負担金等を繰入 (地方独立行政法人法第85条による)
	資金調達	・企業債の発行が可能	・企業債の発行不可 ・市からのみ長期借入可能

●地方独立行政法人に係るQ&A

問	答
地方独立行政法人になると市立病院でなくなるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・市が100%出資し、運営するという意味では「直営」と変わりません。 ・運営について市・議会の関与があるため、市民に対する「公」の役割は確保されます。
市はどのように関与するのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、法人が達成すべき目標(中期目標)を議会の議決を経て策定します。 ・法人が中期目標を受け作成する中期計画は、議会の議決を経て、市長が認可します。 ・毎年の法人の業務実績等は、第三者機関である評価委員会(市の附属機関)が評価を行い、チェックします。
市民に必要な医療は確実に実施されるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・法人に移行しても市立病院としての役割は変わりません。 ・救急医療、高度医療等の市民に必要な医療は、市が示す中期目標の下、引き続き実施されます。 ・本来市が行うべき役割や採算がとれなくても実施すべき医療に対する経費は、市が「運営費負担金」という形で財政支援するため、診療機能は維持されます。
患者の負担は変わるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費のほとんどは国の定める診療報酬によって決められているため、法人化しても患者の費用負担は変わりません。
業績が悪化した場合倒産し、病院がなくなることはあるか？	<ul style="list-style-type: none"> ・設立団体(出資団体)である市が経営に関与し、経営が悪化しないようチェックします。 ・独法の廃止(譲渡)は、①市内部の決定、②議会の議決、③総務省の認可が必要であり、法人の独断で廃止されることはありません。
大規模投資や医療機器の更新が難しくなるのではないのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・建替え等大規模投資に係る資金調達については、法人自身が起債することはできませんが、市が起債し、法人に貸付けるという方法で調達が可能です。 ・投資的経費については、国の地方交付税措置もあります。 ※上記内容は現在とほぼ同様であり、独法化したからといって大きく変わる部分はありません。
情報公開等により運営の透明性が確保できるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・法人には、中期計画や事業報告等の公表、評価委員会には年度評価報告、中期目標評価報告の公表が、法令により義務付けられています。 ・財務諸表、事業報告書、決算報告書、監事意見を一般の閲覧に供しなければならないことや、財務に関し、市長が選任する会計監査人の監査を受けなければならないことが法令に規定されています。
現在の病院勤務職員は非公務員となるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・新法人は現在の病院事業を引き続き行うため、移行型地方独立行政法人となり、当該法人の職員は異動辞令や派遣辞令が無い限り、自動的に法人の職員(非公務員)となります。 ・非公務員になったとしても、身分が不安定になり、解雇などが簡単に行われるというのではなく、労働基準法等で雇用条件は守られます。
病院職員の処遇はどうなるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・法人に引き継がれた職員は、退職手当算定期間の引き継ぎ、地方公務員等共済組合法の適用、地方公務員災害補償法の適用等の処遇は維持されます。